

平成三十一年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二	平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成三十一年法律第一号）	2
三	平成十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成十七年総務省令第十三号）	3

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（交付時期）

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

○ 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成三十一年法律第一号）

平成三十年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 地方交付税法附則第四条の規定により算定された平成三十年度分の地方交付税の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成三十年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成三十年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち地方交付税法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下同じ。）及び同法附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、七百億円及び同法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 平成十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成十七年総務省令第十三号）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成十七年二月九日

総務大臣 麻生 太郎

平成十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成十六年度分の地方交付税の額のうち同法、平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成十七年法律第一号）及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成十七年二月において交付する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。